

令和5年第6回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年6月9日（金）

午後3時00分開会

午後4時30分閉会

2. 場 所 市民活動センター 2階第一研修室

3. 出席委員（農業委員 12名）

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

（推進委員 11名）

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 吉田 雅子

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 倉本 良夫

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員（1名）

4 番 中山 誠治

推進委員 登 宏太郎

推進委員 清水 透

推進委員 松井 祥壮

5. 議事録署名委員

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 谷口 栄吾

主 事 原田 ゆみ

（佐伯支所）次 長 藤本 秀樹

（吉和支所）主任主事 平井 翔太

（大野支所）主任主事 奥田 規之

（宮島支所）主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
（利用権賃借）

(2) 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 26 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 27 号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表（案）について

(5) 議案第 28 号 令和5年度の最適化活動の目標の設定等（案）について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (4) 報告第 4 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 3 号に規定する農業用施設への転用に係る届出について

《協議事項》

- (1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

9. その他

(開会 午後 3 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	それでは、廿日市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから、令和 5 年第 6 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席 12 名、欠席 1 名。在任委員の過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に係る法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名をいたします。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、1 番の中田委員さん、2 番の木浦委員さんのご両名をお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いをいたします。
事務局	議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、位置図は 1 ページ、2 ページになります。 番号 133 番、農地の所在地は原字長野、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 882 平方メートルのうち 191 平方メートルで、利用目的は畑でいちごを栽培する予定です。期間は公告日から令和 8 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 134 番。農地の所在地は原字長野、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 760 平方メートルのうち 351 平方メートルで、利用目的は畑で野菜を

	栽培する予定です。期間は公告日から令和８年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号１３５番。農地の所在地は永原字小坂、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は３筆の１，４２８平方メートルで、利用目的は畑で小豆、ごまを栽培する予定です。期間は、公告日から令和８年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２４号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農地農用地利用集積計画について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 岡村さんが１３３と１３４。１３５を三田委員さんお願いします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。番号１３３番と１３４番が連番なので説明させていただきます。５月１５日に事務局１人と沖村委員と自分で計３名で現地確認を行いました。地図は１ページ目です。場所は、国道４３３号線、〇〇から〇〇を抜けて行く国道沿いです。利用権の設定をされる方が、〇〇さんで高齢ですが、この場所を受けていちご栽培と野菜ということで、１３３番、１３４現地ともに畑にすこしづつ作付されているということで全く問題ないと思います。１３３番、１３４番のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
三田推進委員	推進の三田です。１３５について説明をいたします。場所は、位置図の２ページです。〇〇の〇〇がある玖島分かれというところがあるのですが、そこから〇〇方面にずっと入りまして、〇〇橋というところがあります。地図を見てもらったらよく分かると思いますが、渡って右方向に入って、土手の外側です。 ５月１５日に河井委員と事務局２名と私、計４名で現地の確認を行っております。農地を貸し付ける〇〇さんは高齢ということがありまして、農地の管理が難しいという理由で、この度阿品台に住んでおられます〇〇さんに、作付けされていない農地を３筆、約１，５００平米貸付されるものであります。 借り受ける〇〇さんですが、農機具など所有されているようで既に稲や野菜を作付けする計画もされているみたいです。ほかにも、小麦や大豆等、作付けされているようでありまして、特に問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

事務局	すいません、事務局から補足ですけど、今、１３３番と１３４番ですけど、この基盤法の賃貸借につきましては、沖村職代に世話をしていただきまして、〇〇さんは高齢の方で、耕作放棄地となっていたところを〇〇さんという方が、いちごを作ってください。それから、一般社団法人というのが就労支援をされていて、地域でなかなか仕事をするのができないということで、広島市内で草刈り、草取りとかはされてるみたいなのですが、そこに通っている方に農業してもらって汗を流すことでまた、ほかに仕事ができるようになるのではないかとということの取り組みの一例です。良いマッチングをしていただけたのではないかなと思います。何件か、次の総会とかでもまたお諮りする案件がありますので、今後もしよろしくお願ひしたいと思います。 以上です。
議長	そういうことでございますので、これについて皆さんからの意見をお諮りをしたいと思います。ご意見等、ご質問ありませんか。 意見がないようですので、お諮りをします。議案２４第号について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２４号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は５ページ、６ページ。位置図は３ページ～５ページになります。 番号１２５番、農地の所在地は、宮内字東岡迫、登記地目は田です。面積は３筆の９０１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は経営規模拡大のため有償の所有権移転です。 次に、番号１２６番。農地の所在地は、津田字岩倉、登記地目は田及び畑です。面積は４筆の１，８５０平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、高齢により耕作困難のため、譲受人は購入する自宅に隣接しており、新たに果樹を育てるためで有償の所有権移転です。 次に、番号１２７番。農地の所在地は、吉和字中頓原、登記地目は田及び畑です。面積は３筆の１，６０７平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、法人が合併により農地所有適格要件を失うため、譲受人

	は、農地所有適格要件を再び得るまでの措置として、代表者個人に権利移転するため、有償の所有権移転です。 以上で、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局からの説明が終わりました。 これについて、地元地区担当委員の意見を伺いいたします。1 2 5 番を岩本委員さん、議案 1 2 6 を神鳥委員さん、1 2 7 を岡委員さんお願いをいたします。
岩本推進委員	推進員の岩本です。1 2 5 番についてご説明いたします。5 月 19 日、中山委員、事務局と現地調査を実施いたしました。地図は 3 ページでございます。ちょうど地図の左上が斜面になっておりまして、上を〇〇が通っております。その上が、また四季が丘の団地となっております。そういったところでございます。譲渡人の〇〇さんは忙しいのか、今のこの田んぼの状況は耕作放棄地状態となっております。周りの人も非常に困っておられて、周りの人が草刈りをしたりしたこともあるそうです。そして、譲受人の〇〇さん、この方はいろんな野菜を作っておられまして、今回、田んぼですが、稲を作られるということで、今から重機とか使ってきれいにされるそうです。良い案件だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	続いて 1 2 6 番。
3 番委員	3 番、神鳥です。1 2 6 番について、報告いたします。5 月 1 6 日、河野会長、木浦委員、松井推進委員、事務局と 1 名と私 5 名で現地確認をいたしました。地図は 4 ページとなります。地図の 4 という数字がありますが、網掛けの下、地図消えているのですが右側 4 キロ進むと佐伯支所、それから川がずっと七瀬川が数字の 4 辺りで今の県道と合流してるわけですが、県道を真っ直ぐ進むと吉和方面へ支所の方向から向かって、三差路を右に 1 キロ進んだあたりに〇〇、網掛け部分がございます。譲渡人の〇〇は、吉和の進む県道より 1 キロぐらいバス路線から離れてるということで、転居され、家と農地が放置状態になっていた状態で、今回、譲受人の〇〇さんは、西区古江にお住まいですが、今回その空き家、母屋、納屋、網掛け部分の農地を購入し果樹を育てるということです。従って空き家と農地が、お住まいになって開拓されるということで、大変いいことだと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
5 番委員	5 番の岡です。1 2 7 番について説明いたします。この案件は、つい何ヶ月か前に出た案件でありまして、この度も、先ほど事務局から説明がありました内容で、〇〇個人名義の〇〇さんに変更

	るものです。５月２４日に私と中田委員、倉本推進委員、事務局と現地を確認してきました。やることは今までどおり変わりなく、ハウス内でいちごを栽培されます。問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、ただいま地元地区担当委員の意見がございました。これについて、皆さんからのご意見、質問等があればお願いをいたします。 よろしいでしょうか。 意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第２５号について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２５号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第２６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は７ページ、８ページ。位置図は６ページ～９ページになります。 番号１１７番、農地の所在地は津田字猪ノ子の第２種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の４２９平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、先代が農地転用の手続きを行わず、既に住宅として利用しているため顛末書が提出されています。 次に番号１１８番。農地の所在地は大野字中山の第２種農地です。登記地目は田及び畑です。面積は、３筆の５１７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、近隣建設工事用資材置き及び駐車場として利用するための申請です。 次に、番号１１９番。農地の所在地は玖島字檜原の第２種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は２筆の２７８平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請です。 次に、番号１２０番。農地の所在地は、上平良字大原の第２種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の７７２平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、自動車修理工場及び駐車場として利用するための申請です。書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可

	により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 117番、木浦委員さん。118番、山田委員さん。119番、堀田委員さん。120番、是佐委員さん。よろしくお願いいたします。
2番委員	2番、木浦です。番号117番について、現地確認の報告をします。地図は、位置は6ページです。木野川の上部が県道などで、右側が佐伯支所になり支所から現場まで大体2キロぐらいあるのではないかと思います。左側が浅原方面と小瀬川を越したところに現地があります。現地は5月16日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局1名とで現場の確認をしました。ここは申請人の父が家を建てられて、既に42年経過していると顛末書に書いてあり、すでに宅地化しているので、この度、土地と建物を有償で売買されるということで出されております。 別段、問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
10番委員	10番の山田です。118番について説明します。位置図は、7ページで、大野字中山いうところです。山の裾野に大きな建物がありますが、その下の方です。これは、5月16日に現地確認をしております。特別、何も言うことはないのですが、転用によって周りの農地に支障を与えることは、ございませんので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
堀田推進委員	推進の堀田です。119番について説明します。地図は8ページとなります。5月15日、岩木委員、事務局2名と現地確認を行いました。場所は、地図にもあります〇〇の東側に位置しており、地図で見てもらえますと〇〇の南側に十字路があります。その左手が〇〇の場所となります。現地については、既に長い間、耕作はされておらず、極端に言えば雑種地にされていたもので、今回の申請により周辺の農地には影響はないと考えられます。審議のほどよろしくお願いいたします。
9番委員	続いて、9番、是佐です。120番について説明します。地図は9ページになります。5月23日に登推進委員、職員さんと私で現地を見に行きました。地図は9ページで周りは〇〇住宅という住宅があるのですが、その下の辺りになります。周りが田んぼばかりで、何の関係もないと思いますけれども、〇〇として使われるということで、水路は田んぼより上にありますので、他の農

	地には関係ないと思います。別に支障はないと思いますので、ご協議お願いいたします。
議長	ただいま、地元地区担当委員の意見がございました。これにつきまして、皆さんからのご意見、質問等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。 ご意見がないようですので、お諮りをします。議案第２６号について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２６号について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第２７号 令和４年の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他、事務の実施状況の公表（案）について、及び議案第２８号 令和５年度最適化活動の目標の設定等の（案）について、関連案件のため、まとめて議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２７号 令和４年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について及び議案第２８号 令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明させていただきます。 議案書は９ページ、１０ページです。また、議案書と一緒に送付しました議案第２７号資料①。議案第２８号資料①も併せてご覧ください。 これにつきましては、国からの通知、農業委員会の適正な事務実施についてにより各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検、評価及び、次の年の活動計画について公表することになっています。 今後のスケジュールとしまして、本日、皆さんで審議していただき、決定を県を通じて国に報告し、市ホームページで公表する予定となっています。なお、様式等については、今年度から目標及び設定に向けた活動の点検評価から、議案第２７号の令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表に変更されております。 内容の朗読は省略させていただき、主な点のみ説明させていただきます。 議案第２７号、資料１の２ページをご覧ください。１枚めくってもらったらと思います。 １．最適化活動の成果目標（１）農地の集積の③実績をご覧ください。令和４年度の集積面積が７．８ヘクタールとなっております。 続きまして、４ページ、もう１枚めくっていただいて、４ペー

	ジの１行目の③実績をご覧ください。令和４年度の新規参入は２経営体で、取得農地面積は０．７８ヘクタールとなっております。 続きまして、議案第２８号、資料①令和５年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。初めに、１の農業委員会の状況（令和５年４月１日）についてです。２の農家・農地等の概要の中で、認定農業者の経営数が３０で前年度の２９から１増加しております。 続いて、２ページ、１枚めくっていただきまして、１最適化活動の成果（１）農地の集積の②目標についてですが、今年度の新規集積目標を１０ヘクタール、今年度末の集積面積(累計)を１２５ヘクタールとしています。 農業委員会事務局も目標が達成できるよう、農業委員さん、推進員さんと共に取り組んでまいりたいと思います。 議案第２７号 令和４年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、及び議案第２８号 令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）については以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局が説明をいたしましたがお分かりになったと思いますけども、これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。よろし胃でしょうか。 ご意見がないようですので、お諮りをしてよろしいでしょうか。 議案第２７号及び議案第２８号について異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２７号、２８号について、案のとおり決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理についてご報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理についてご報告させていただきます。 議案書１１ページ、１２ページ。位置図は１０ページの青数字になります。 今月の報告は、令和５年２月２０日に、受理処分を行ったものについて、令和５年４月２４日に処分取消の通知をした２件です。 内容につきましては、議案記載のとおりです。取消事由については、譲渡人と譲受人との間の売買契約が解消となったことによ

	る取消です。また、この２件の関連議案がありますので、報告第３号において報告させていただきます。 以上で、報告第１号農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これについて質疑等があればお願いをいたします。 これについて質疑等がありますか。 質疑がないようですので、報告第１号についてを終わります。 報告第２号農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書１３ページ、位置図は１１ページになります。 今月の報告は、令和５年４月１１日～令和５年５月１０日までの間に受理した１件です。議案の朗読は省略させていただきます。 本件については、農地転用の手続きを行わず、既に駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適当であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。
議長	ただいま事務局が説明がありました。これについて質疑等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。 質疑がないようで、報告第２号については報告を終わります。 続きまして、報告第３号農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３号農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は１４ページ～１７ページ。位置図は１０ページ、１２ページ、１４ページになります。 今月の報告は、令和５年４月１１日～令和５年５月１０日までの間に受理した９件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号１０７番、１０８番については、報告１の番号１０５番、１０６番で取り消した案件で顛末書が提出されています。

	番号１０２番、１０９番については、過去に転用届が提出されています。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第３号農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明が終わりました。この報告について質疑があればお願いをいたします。 質疑がないようですので、報告第３号について報告を終わります。 続きまして、報告第４号 農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第４号 農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出についてご報告させていただきます。 議案書は１８ページ。位置図は１５ページになります。 この届出は、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第４条第１項の許可が不要となります。 書類審査を地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を、自らの耕作に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第４号農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑があればお願いいたします。 ありませんか。 質疑がないようですので、報告第４号について報告を終わります。 続いて、協議事項に入ります。 協議第１号 農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	協議第１号 農地パトロールについて説明させていただきます。協議第１号資料①をご覧ください。 今年度の農地パトロールですが、例年実施しておりますよう

議長	に、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用、発生防止対策等のため実施します。7月からは大変暑い日が続くと思いますので、委員の皆さんは体調に十分注意していただき、実施の際には、帽子や腕章などをつけて行ってください。 なお、廿日市地域、大野地域の相続税納税猶予対象農地については、事務局で現地調査を行いますので、その他の農地の利用状況調査を行っていただければと思います。 地番図については事務局で作成し、できましたら各支所に配布しますので、日程調整後、農地パトロールを実施してください。 7月の広報において、農地パトロールの実施の掲載を行う予定です。 本年度は改選がありますので、新委員でのパトロールとなります。 以上で、協議第1号 農地パトロールについて説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。 パトロールについてご質問等があればお願いをいたします。 これについては、質疑がないようですので、これについては終わります。 ほかに皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 本日は、皆さんにおかれましては、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。 第7回農業委員会は7月5日でございます。10時から廿日市市役所の7階会議室で開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、総会はこれで閉会します。
----	---

(閉会 午後4時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月5日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（1番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（2番委員） _____